

令和7年3月31日策定

株式会社拓進工営行動計画
「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育て(もしくは介護)を両立させることができ、社員全員が働きやすさと働きがいのある長く勤められる環境を作り、女性技術者の増員や活躍を伸ばし、能力が十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和7年 4月 1日 ~ 令和9年 3月 31日 までの2年間

2.内容

目標： 正社員の女性技術者を1名以上増員する

〈対策〉

- 令和7年:4月～ 社内の掲示や備え付け、求職者への職場環境の広報
- 令和7年:6月～ 女性活躍推進法などの働きやすさの公表

目標： 有給休暇が取りやすいような環境づくり

〈対策〉

- 令和7年 4月～ 前年度の個人有給取得状況の把握
- 令和7年 4月～ 有給休暇の取得日数が少ない従業員の仕事の把握
- 令和7年 5月～ 各月ごとの平均労働時間の把握（45時間未満）/月